武蔵野学院大学 研究倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、武蔵野学院大学(以下「本学」という)における学術研究の信頼性と公正性を確保する為、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動規範について定める。

(対 象)

第2条 この規程において研究者とは、本学の専任教員、その他本学において研究活動 を行なう者をいう。学生であっても研究に関わるときは研究者に準じて取り扱う。

(研究の基本)

- 第3条 研究者は、良心に従って自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果を歪めることがあってはならない。
 - 2 研究者は、常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重し、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令等及び本学の規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

- 第4条 研究者は、自己の専門研究を自覚し、他分野の専門研究を尊重し、自己研鑽に 努めなければならない。
 - 2 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう に十分に配慮しなければならない。
 - 3 研究者は他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習及び規律の理解 に努めなければならない。
 - 4 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問 的立場を尊重しなければならない。研究対象者、研究支援者等に対しては、謝意 をもって接しなければならない。
 - 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努 めなければならない。
 - 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

- 第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
 - 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に 適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。

(インフォームド・コンセント)

- 第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
 - 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を 受ける場合も1項と同等に扱われなければならい。

(個人情報の保護)

- 第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取り扱いについては、 個人情報の保護の観点から、本学の個人情報保護に係る規程を遵守しなければな らない。
 - 2 研究者は研究のために収集した資料、情報、データ等において、個人が特定できないように処理し、厳重に管理しなければならない。又、個人を特的できる内容については、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理、開示)

- 第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、 改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
 - 2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等を合理的 期間保存しなければならない。本学として論文の実験データの保存期間について は、実験ノートなど文書や電子データ、画像等は論文発表後 10 年とし、実験試料 や標本等については 5 年とする。ただし、法令又は規程等による保存期間が長い 場合にはその定めに従うものとする。
 - 3 研究者は、その研究活動が適切に行われていることを担保するため、研究活動で収集又は生成した資料、情報、データ等は必要に応じて、開示しなくてはならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

- 第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるとき は、関係する本学の規程を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
 - 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもって廃棄処理しなければならない。

(研究成果発表の規準)

- 第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、当該研究の成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。
 - 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発 見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはなら ない。
 - 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
 - 4 研究の成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものも含め、次に掲げる不正な行為を特定不正行為と規定し、絶対にこれをしてはならない。
 - (1) 捏造(存在しないデータの作成)
 - (2) 改ざん (データの変造、偽造)
 - (3) 盗用(他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用)
 - 5 研究の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(論文著書の条件)

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究の着想、研究成果の分析、論文執筆等のいずれかの研究過程において主体的に携わり、自分が担当した部分について責任をもって説明出来、研究に十分な貢献をしたと認めれる場合は、その研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務(オーサーシップ)を認める。

(研究費の取扱)

- 第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、 財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究 費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。
 - 2 研究者は、交付された研究費を研究計画基づき当該研究等に必要な経費に使用しなければならない。
 - 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び本学の諸規程等を 遵守しなければならない。
 - 4 研究者は、証ひょう書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の 真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

- 第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績 の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査 要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。
 - 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。 当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

- 第 14 条 本学は、この規程の運用を実効あるものとし、及びこの規程の目的とする研究 を推進するために武蔵野学院大学研究倫理審査委員会を設置する。
 - 2 研究倫理審査委員会は紀要編集委員会が兼任する。

(研究倫理教育)

- 第15条 研究活動における不正防止のため、本規程第2条に定めた者に対して、研究倫理教育を行うものとする。
 - 2 研究倫理教育の実施方法等に関しては、別に定める。

(特定不正行為通報への対応)

- 第 16 条 本規程第 2 条に定めた者の研究活動及び研究活動により著された論文等に関して、特定不正行為があったとの疑義が生じた場合は、調査委員会等を組織し、 不正の有無をはじめ、疑義に対して対応するものとする。
 - 2 調査委員会等の組織や調査活動等に関しては、別に定める。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、事務局が所管する。

(規程の変更)

第18条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

- 附 則 この規程は、平成23年1月26日より施行する。
 - 2 この規程は、平成28年3月8日より施行する。
 - 3 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
 - 4 この規程は、令和元年 7月 3日より施行する。